

エコアクション21 【環境活動レポート】

対象期間：平成27年3月1日～平成28年2月29日

発行日 2016年9月30日

第2版



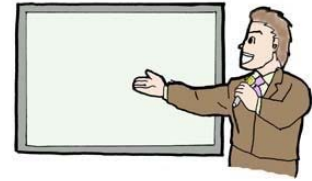
西遠住設 株式会社



〒435-0055
静岡県浜松市中区十軒町522番地
TEL: 053-465-6008
FAX: 053-465-3268



目 次



	(頁)
I. 事業概要	… 3
II. 実施体制・範囲	… 4
III. 環境方針	… 5
IV. 環境目標	… 6
V. 環境活動計画	… 7
VI. 環境目標の実績	… 8
VII. 環境活動計画の取組結果とその評価 及び、次年度の計画	… 9
VIII. 環境関連法規への遵守状況	… 10
IX. 代表者による総合評価と見直し	… 12

事業概要

1. 事業所名及び代表者

- ◆ 西遠住設株式会社
- ◆ 代表取締役：西宮利夫

2. 所在地

- ◆ 435-0055 静岡県浜松市中区十軒町522番地

3. 事業内容

- ◆ 一般建設業(管、土木、とび・土工、舗装、しゅんせつ、水道施設 工事業)

4. 環境管理の責任者及び担当者氏名、連絡先

- ◆ 環境管理責任者：総務 西宮 悠馬
- ◆ 環境管理者 多田 正弥
- ◆ 担当者：事務所・経理部門 (兼) 西宮 悠馬
- ◆ 連絡先：TEL：053-465-6008 FAX：053-465-3268

5. 許可・免状の種類

種別	許可番号	許可期限
建設業許可(静岡県知事)	(搬-24)第 23218 号	H24.6.10~H29.6.9
静岡県産業廃棄物収集運搬業	第0221075279号	H23.11.21~H28.11.20

※建設業許可業種

建設業許可業種	管、土木、とび・土工、舗装、しゅんせつ、水道施設
---------	--------------------------

※産業廃棄物の種類

産業廃棄物収集運搬業	がれき類(自社発生分の産業廃棄物のみ運搬)
------------	-----------------------

6. 有資格者一覧

資格名	級又は呼び名	取得者名	備考
管工事施工管理技士	1級	黒川辰三/藤田泰弘	1名増
"	2級	西宮利夫/多田/島尻/小池/玉越/田中/西宮悠馬	1名増
土木施工管理技士	1級	尾崎正明	
"	2級	西宮利夫/黒川辰三/田中	1名増

※前回より2名増、1名ランクアップしました。

7. 所属団体

浜松市上下水道協同組合

8. 事業の規模

- ◆ 設立 昭和 55年 4月 1日

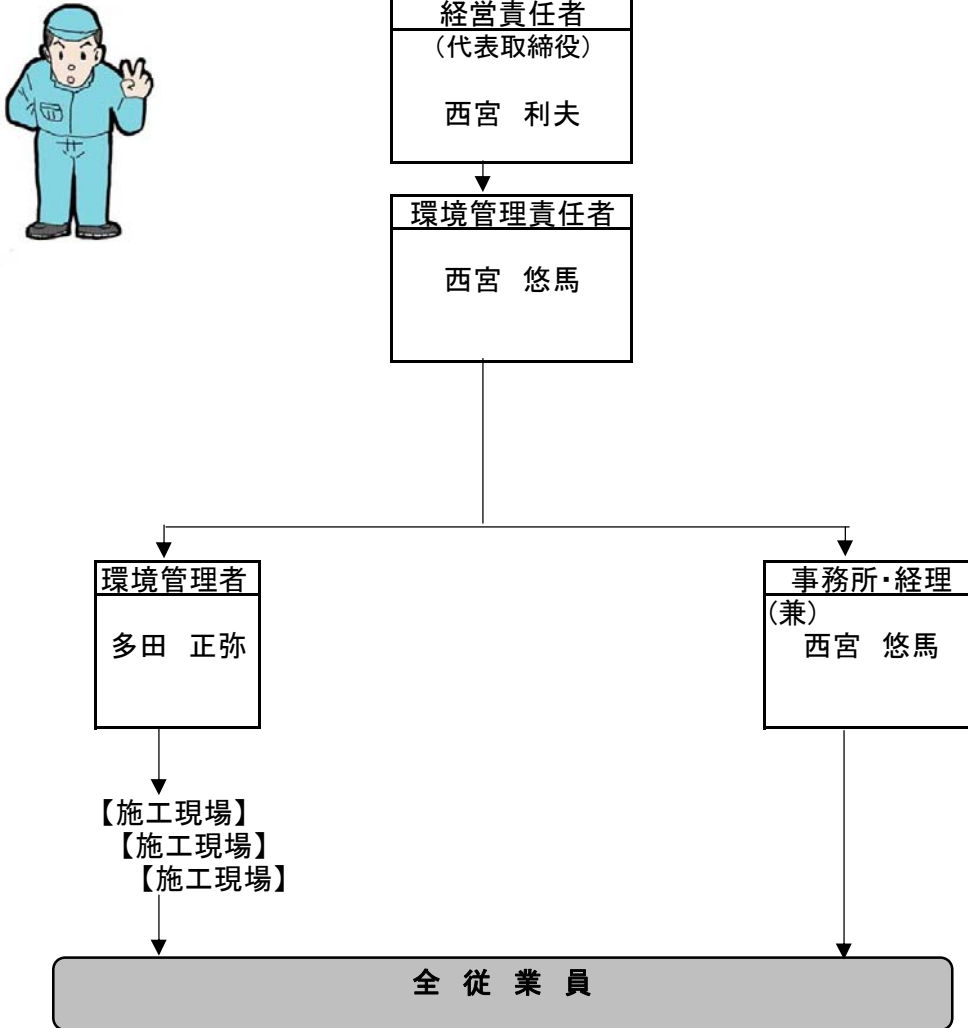
- ◆ 事業規模 ※事業年度は毎年3月1日~翌年2月28日まで。

区分	単位	平成25年 (西暦年月)	平成26年	平成27年
工事件数	件	2013/03~2014/2	2014/3~2015/2	2015/3~2016/2
売上高	百万円	287	230	275
従業員	人	16	14	14
床面積	m ²	170	同左	同左
倉庫床面積	m ²	75	同左	同左
資材置場面積	m ²	300	同左	同左

- ◆ 保有車両・資機材等(平成27年9月1日現在)

・3t ダンプ 1台 ・3t ユニック 1台 ・2tダンプ 6台 2tトラック 1台 1.5tトラック2台
 ・1t トラック 2台 ・0.75t トラック 1台 ・軽トラック 3台 社有車 5台
 ・バックホー 7台 ・タイヤショベル 3台

実施体制・範囲



『環境管理組織における機能等』

役職	責任・権限及び役割
経営責任者	①環境経営全般に対する責任と権限 ②環境方針の作成と社員への周知 ③全体の評価と見直し ④実施体制の構築
環境管理責任者	①環境経営活動の推進 ②環境目標及び環境計画の作成 ③環境関連法規等のとりまとめ及び遵守状況チェック ④(※)環境推進会議の実施及び経営者への報告 ⑤エコアクション21における文書及び手順書類の作成 ⑥環境目標及び環境活動計画案作成 ⑦環境関連法規等の抽出 ⑧環境負荷の自己チェック、取組の自己チェックの実行 ⑨環境活動レポート案の作成
環境管理者 事務所・経理	①環境活動の実績集計 ②自部門の問題点のチェックと予防措置の提案、実施 ③環境方針、目標の周知とその達成のための活動の推進
全従業員	①各個人における環境方針・目標の達成のための活動 ②活動を妨げる問題点等の打上げ及び対策の検討・実施 等々



※環境推進会議とは1回／月開く環境目標の達成状況の把握等環境に関する内部コミュニケーションを図る会合をいう。

環境方針

西遠住設株式会社 環境方針

【企業理念】

西遠住設(株)は、地球環境の保全に配慮した管・土木工事に積極的に取り組み、顧客に安心・安全を提供することにより、よりよい環境を未来に持続させる企業を目指します。

【環境方針】

1. 当社は、企業理念に基づいた「環境経営システム」を構築し、事業活動が環境に与える負荷を軽減すると共に環境に配慮した継続的な活動を展開します。
 - 1) 環境と安全に配慮した上下水道施設工事を計画、実現させます。
 - 2) 環境に配慮した物品を調達する「グリーン購入」を推進します。
 - 3) 二酸化炭素排出量削減のための省エネ活動を行います。
 - 4) 廃棄物排出量削減のための発生抑制、再使用、再生利用の推進を図ります。
 - 5) 水使用量(排水量)削減のための活動を行います。
 - 6) 環境保全のための方針、目標を社員全員に周知し、意識の向上に努めます。
 - 7) 環境活動レポートを公表するなどして、広く環境保全に関する情報提供を行い、地域や社会貢献活動の推進に努めます。
2. 環境に関する法規制及びその他の規制・協定を遵守します。
3. 環境に配慮した活動目標を設定し、環境目標の達成状況及び活動計画の実施状況を定期的に確認・評価し、環境経営システムを継続的に改善します。
4. 全社員が環境方針を理解し、それを周知徹底すると共に、この方針と達成状況を掲示し、環境問題への意識向上を図ります。



平成27年6月1日 制定

平成28年6月1日 改定

静岡県浜松市中区十軒町522番地
西遠住設株式会社
代表取締役 西宮 利夫

環境目標

2014年度(平成26年3月～平成27年2月)及2015年度(平成27年3月～平成28年2月)までの環境負荷の実績

項目		単位	2014年度 通年	2015年度 通年	
環境に配慮した施工方法の推進		件数	未把握	取組事項とする	
グリーン 購入	現場用品	件数	未把握	2件適用	
	建設資材	件数	未把握	配慮する	
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	102,234.09	93,200.13	参考値『』 平成25年度中部電力排出係数 ※購入電力係数0.513 ※ガソリン係数0.0671 熱量係数34.6 ※軽油係数0.0687 熱量係数38.2
(内訳)		kg-CO ₂ /百万円(※)	-	-	
(内訳)	購入電力	kwh	18,168.00	15,232.00	
	ガソリン	l	9,150.00	10,047.00	
	軽油	l	27,310.00	23,648.00	
廃棄物排出量		t	515.90	624.56	
		t/百万円(※)	-	-	
		t	未把握	未把握	9320.184 7814.016
		t	515.90	624.56	21243.189 23325.71802
総排水量(水使用量)		m ³	158.00	127.00	71670.7254 62060.39232
		m ³ /百万円(※)	-	-	102234.0984 93200.12634

『備考』

①購入電力二酸化炭素排出係数 中部電力(平成25年度):0.513kg-CO₂/kWhを使用。

②※印は、売上高100万円当たりの排出量を示す環境効率指標である。

中期環境目標 『基準年に対し毎年-1%(減)を目標として削減率を累積値で示す。』

項目		単位	2014年度 (基準年)	2015年度 (目標)	2016年度 (目標)	2017年度 (目標)
環境に配慮した施工方法の推進		件数	未把握	未把握	取組事項とする	取組事項とする
グリーン 購入	現場用品	件数	未把握	未把握	2件	前年実績継続
	建設資材	件数	未把握	未把握	配慮する	前年実績継続
二酸化炭素排出量		%	削減率	-1%	-2%	-3%
		kg-CO ₂	102,234.09	101,211.75	100,199.63	99,197.64
(内訳)		kg-CO ₂ /百万円(※)	-	-	-	-
(内訳)	購入電力	kwh	18,168.00	17,986.32	17,806.46	17,628.39
	ガソリン	l	9,150.00	9,058.50	8,967.92	8,878.24
	軽油	l	27,310.00	27,036.90	26,766.53	26,498.87
廃棄物排出量		t	515.90	510.74	505.63	500.58
		t/百万円(※)	-	-	-	-
		t	産廃に含む	産廃に含む	産廃に含む	産廃に含む
		t	515.90	510.74	505.63	500.58
総排水量(水使用量)		m ³	158.00	156.42	154.86	153.31
		m ³ /百万円(※)	-	-	-	-

運用期間目標

項目		単位	2014年基準 通年	2015年度 通年	
			基準値	削減率	目標値
環境に配慮した施工方法の推進		件数	未把握	-	取組事項とする
グリーン 購入	現場用品	件数	未把握	-	1件以上
	建設資材	件数	未把握	-	配慮する
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	102,234.09	-1%	101,211.75
		kg-CO ₂ /百万円(※)	-	-	-
(内訳)	購入電力	kwh	18,168.00	-1%	17,986.32
	ガソリン	l	9,150.00	-1%	9,058.50
	軽油	l	27,310.00	-1%	27,036.90
廃棄物排出量		t	515.90	-1%	510.74
		t/百万円(※)	-	-	-
		t	産廃に含む	産廃に含む	産廃に含む
		t	515.90	-1%	510.74
総排水量(水使用量)		m ³	158.00	-1%	156.42
		m ³ /百万円(※)	-	-	-

①※印は、売上高100万円当たりの排出量を示す環境効率指標である。



環境活動計画

目的	区分	項目	担当	活動項目	実施内容	運用期間	
						年間	
環境配慮した 施工方法の推進	環境配慮工事	多田		①特定工事への施工計画反映	確認	——▶	
				②環境配慮工事の提案	確認	——▶	
グリーン購入	建設資材	西宮(悠)		①環境対応ラベル品の購入	購入	○ ——▶	
				②何回も使える物を購入	確認	——▶	
		多田		③埋め戻し材は再生材を使用	使用	○ ——▶	
				④パイプ端材等使用可能製品の使用	使用	○ ——▶	
二酸化炭素の削減	購入電力	照明	西宮(悠)	①消灯の徹底	節電ステッカー貼付	○ ——▶	
				②人感センサー導入	新規設置	(検討)	
				③LED照明機器類の導入の検討	機器交換	○ ——▶	
		事務機用電源	西宮(悠)	①3時間以上離席時PC電源を切る	営業会議時確認	——▶	
				②消灯の徹底	節電ステッカー貼付	○ ——▶	
		空調	西宮(悠)	①設定温度の調整	指示ラベル貼付	○ ——▶	
				②フィルターの定期清掃	点検簿掲示	○ ——▶	
	③クールビズ、ウォームビズ採用			確認	——▶		
	④必要な区域、箇所のみ使用の徹底			確認	——▶		
	⑤事務所南側断熱化対策			ブラインド操作	○ ——▶		
	その他	西宮(悠)	⑥高効率空調機への更新の検討	機器交換	(検討)		
			①太陽光発電設備導入の検討	新規設置	(検討)		
	ガソリン・軽油	トラック・発電機・コンプレッサー・社有車	多田		①エコ運転、ドライブ	確認	——▶
					②定期整備の実施	点検簿掲示	○ ——▶
					③日常点検の実施	点検簿掲示	○ ——▶
					④最短移動ルートを採用	確認	——▶
					⑤不要資機材を降ろす	確認	——▶
					⑥排ガス対応車への更新	更新	(検討)
					⑦エコカー(省エネ車)への更新の検討	更新	(検討)
⑧重機のアイドリングストップ					確認	——▶	
⑨省エネ重機への更新検討					更新	(検討)	
⑩現場への乗合移動					確認	——▶	
廃棄物の再使用・再生利用化の推進	一般廃棄物	西宮(悠)		①コピー用紙の両面使用	指示ラベル貼付	○ ——▶	
				②封筒の再利用	確認	——▶	
				③PC出力用紙の裏面使用化	指示ラベル貼付	○ ——▶	
				④廃棄物の分別	指示ラベル貼付	○ ——▶	
				⑤工事排出物の分別と再使用の推進	確認	——▶	
	産業廃棄物	事務所	西宮(悠)		①古紙、缶類、ペットボトル、キャップ等の細分化推進	指示ラベル貼付	○ ——▶
					②電子マニフェストの導入	導入	(検討)
		建設副産物	多田		③分別ルート(収集業者)の新規開拓	情報収集	——▶
					①廃棄物分別化	指示ラベル貼付	○ ——▶
					②電子マニフェストの導入	導入	(検討)
③分別ルート(収集業者)の新規開拓	情報収集	——▶					
④仮設資材等の再使用、再生利用の推進	確認	——▶					
総排水量の削減	上水	多田		①流しっぱなしで使用しない	指示ラベル貼付	○ ——▶	
				②節水への注意喚起	指示ラベル貼付	○ ——▶	
				③雨水溜めの設置	新規設置	○ ——▶	
				④雨水による洗浄の実施	確認	——▶	
				⑤節水コマの取付け検討	新規設置	(検討)	

【注】 ①ステッカーとは注意を喚起する場合に貼付したものを云う。 ②指示ラベルとは使用条件等を指示するために貼付したもの。
 ③点検簿とは車両や設備類の異常を予防するチェックシートのこと。 ④確認とは環境推進会議、朝礼時に全員で内容確認をすること。

環境目標の実績

運用期間目標とその実績及び評価
(基準値2014年(平成26年)通年)

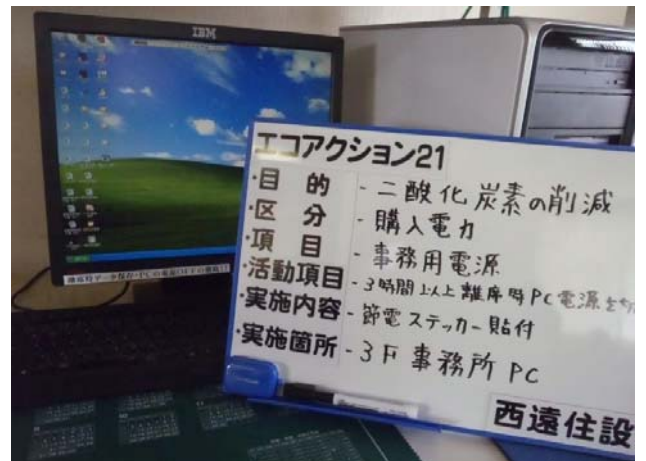
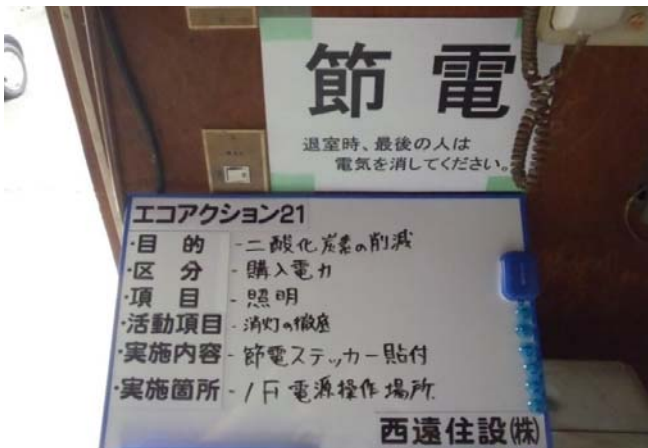
項目	単位	基準値	目標		実績		
		2014年基準 通年	2015年度 通年		2015年度 通年		
		基準値	削減率	目標値	実績値	評価	
環境に配慮した施工方法の推進	件数	未把握	-	取組事項とする	取組事項とする	○	
グリーン 購入	現場用品	未把握	-	1件以上	2件適用	○	
	建設資材	未把握	-	配慮する	配慮する	○	
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	102,234.09	-1%	101,211.75	93,200.13	○	
	kg-CO ₂ /百万円(※)	-	-	-	-	-	
(内訳)	購入電力	kwh	18,168.00	-1%	17,986.32	15,232.00	○
	ガソリン	l	9,150.00	-1%	9,058.50	10,047.00	×
	軽油	l	27,310.00	-1%	27,036.90	23,648.00	○
廃棄物排出量	t	515.90	-1%	510.74	624.56	×	
	t/百万円(※)	-	-	-	-	-	
	一般廃棄物	kg	未把握	産廃に含む	産廃に含む	-	
	産業廃棄物	t	515.90	-1%	510.74	624.56	×
総排水量(水使用量)	m ³	158.00	-1%	156.42	127.00	○	
	m ³ /百万円(※)	-	-	-	-	-	

①※印は、売上高100万円当たりの排出量を示す環境効率指標である。

②評価:○は目標達成、△はほぼ達成だがもう少し頑張りが必要、× 目標未達を示す、-は関係ないまたは、受注内容により変化する。



環境活動計画の実践記録



VII. 環境活動計画の取組結果とその評価 及び次年度の計画

【評価：○実行できた、OK。△推進中。×達成できず・検討段階】

目的	区分	項目	活動項目	評価	評価内容	次年度(今後)の取組内容
環境配慮製品の提案	環境配慮工事		①特定工事への施工計画反映	○	検討した	継続実施
			②環境配慮工事の提案	○	検討した	継続実施
グリーン購入	建設資材		①環境対応ラベル品の購入	○	徹底されている	継続実施
			②何回も使える物を購入	○	徹底されている	継続実施
			③埋め戻し材は再生材を使用	○	検討した	継続実施
			④パイプ端材等使用可能製品の使用	○	徹底されている	継続実施
二酸化炭素の削減	購入電力	照明	①消灯の徹底	○	徹底されている	継続実施
			②人感センサー導入	○	検討した	継続検討
			③LED照明機器類の導入の検討	○	実施済	継続実施
		事務機用電源	①3時間以上離席時PC電源を切る	○	徹底されている	継続実施
			②消灯の徹底	○	徹底されている	継続実施
			③クールビズ、ウォームビズ採用	○	徹底されている	継続実施
		空調	①設定温度の調整	○	徹底されている	継続実施
			②フィルターの定期清掃	○	徹底されている	継続実施
			④必要な区域、箇所のみ使用の徹底	○	徹底されている	継続実施
	⑤事務所南側断熱化対策		○	徹底されている	継続実施	
	⑥高効率空調機への更新の検討		×	検討不足	継続検討	
	⑦その他		×	検討不足	継続検討	
	ガソリン・軽油	トラック・発電機・コンプレッサー・社有車	①エコ運転、ドライブ	○	徹底されている	継続実施
			②定期整備の実施	○	徹底されている	継続実施
			③日常点検の実施	○	徹底されている	継続実施
			④最短移動ルートの採用	○	徹底されている	継続実施
			⑤不要資機材を降ろす	○	徹底されている	継続実施
			⑥排ガス対応車への更新	×	検討不足	継続検討
			⑦エコカー(省エネ車)への更新の検討	×	検討不足	継続検討
⑧重機のアイドリングストップ			○	徹底されている	継続実施	
⑨省エネ重機への更新検討			×	検討不足	継続検討	
⑩現場への乗合移動			○	徹底されている	継続実施	
廃棄物の再使用・再生利用の推進	一般廃棄物	事務所及び工事排出物	①コピー用紙の両面使用	○	徹底されている	継続実施
			②封筒の再利用	○	徹底されている	継続実施
			③PC出力用紙の裏面使用化	○	徹底されている	継続実施
			④廃棄物の分別	○	徹底されている	継続実施
			⑤工事排出物の分別と再使用の推進	○	徹底されている	継続実施
	産業廃棄物	事務所	①古紙、缶類、ペットボトル、キャップ等の細分化推進	○	徹底されている	継続実施
			②電子マニフェストの導入	○	徹底されている	継続実施
			③分別ルート(収集業者)の新規開拓	×	検討不足	継続検討
		建設副産物	①廃棄物分別化	○	徹底されている	継続実施
			②電子マニフェストの導入	×	検討不足	継続検討
			③分別ルート(収集業者)の新規開拓	×	検討不足	継続検討
総排水量の削減	上水	節水	①流しっぱなしで使用しない	○	徹底されている	継続実施
			②節水への注意喚起	○	徹底されている	継続実施
			③雨水溜めの設置	○	徹底されている	継続実施
			④雨水による洗浄の実施	○	徹底されている	継続実施
			⑤節水コマの取付け検討	×	検討不足	継続検討

【注】 ①ステッカーとは注意を喚起する場合に貼付したものを云う。 ②指示ラベルとは使用条件等を指示するために貼付したもの。 ③点検簿とは車両や設備類の異常を予防するチェックシートのこと。 ④確認とは環境経営会議、朝礼時に全員で内容確認をすること。

環境関連法規等の遵守状況

1. 環境関連法規等の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

平成28年6月1日

環境管理責任者

西宮 悠馬

適用法		条文	該当する要求事項	遵守状況
環境関連法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	第6条の2第6項	一般廃棄物収集運搬業者への委託処理(契約の締結)	遵守
		第12条第1項	自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合の産業廃棄物の収集、運搬基準の遵守	遵守
		第12条第2項	産業廃棄物の保管・積替えの場所に、掲示板(60cm×60cm以上)を設ける等、生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物の保管	遵守
		第12条の3第1、2、7項、	産業廃棄物廃棄時、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、5年間保存。B2票を10日以内に受領し、D票を90日、E票を180日以内に回収すること。	遵守
		第12条第3・4項	事業場の外において自ら当該産業廃棄物の保管する場合の事前届け出(保管した日から起算して14日以内)	遵守
		第12条第5項	事業者の産業廃棄物収集運搬及び処分許可業者への委託を行う場合は、書面で契約し、許可証の写しが貼付されていて、契約終了日から5年間保管すること。	遵守
		第12条第6項	事業者の産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	遵守
		第12条3第1項	事業者の産業廃棄物運搬又は処分を他人に委託する場合のマニフェストの交付	遵守
		第12条3第2項	管理票交付者のマニフェストの保管(A票、5年間)	遵守
		第12条3第3項	収集・運搬業者の管理票交付者へのマニフェストの写し(B1票)の90日以内の送付等	遵守
		第12条3第6項	管理票交付者のマニフェストの写し(B1票)等の保管	遵守
		第12条3第7項	管理票交付者の産業廃棄物管理票交付状況等の報告	遵守
		第12条3第9項	運搬受諾者の管理票の写しの保存(5年間)	遵守
		第12条4	産業廃棄物収集運搬業者等の虚偽の管理票の交付等の禁止	遵守
		第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業の許可	遵守
第16条	何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない(不法投棄の禁止)	遵守		
静岡県条例	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第4条	事業者の産業廃棄物の適正な処理の促進に係る総合的な施策を策定、実施する責務	遵守
		第8条	事業者の産業廃棄物管理責任者の設置	遵守
		第14条	産業廃棄物処分業者による県外産業廃棄物処分協議の状況の確認	遵守
浜松市条例	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第22条	静岡県知事への産業廃棄物処理状況の報告等(毎年6月末迄)	遵守
		第4条	事業者の責務(従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育、子会社、関連会社その他の関係事業者等に対する助言及び情報の体協、市が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施策に協力)	遵守
		第5条	産業廃棄物処理業者の責務(受託した産業廃棄物の処理を適正、透明性及び信頼性の確保、従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育の実施、市が実施する産業廃棄物の適正な処理に係る施策に対する協力)	遵守
		第8条	事業者の産業廃棄物管理責任者の設置	遵守
		第10条	事業者の産業廃棄物の実地の確認等	遵守
		第11条	事業者による産業廃棄物の不適正な処置に係る措置等	遵守
		第15条	浜松市内処分業者による県外産業廃棄物処分協議の状況の確認	遵守
第18条	産業廃棄物処理業者の浜松市長への産業廃棄物処理業廃棄物処理状況の報告等	遵守		

適用法		条文	該当する要求事項	遵守状況
西 遠 住 設 機 が 遵 守 す る 法 律 等	建設リサイクル法(建設 工事に係る資材の再資 源化等に関する法律)	第5条	建設業者の責務(建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び建設資材廃 棄物の再資源化等に要する費用の低減、建設資材廃棄物の再資源化により 得られた建設資材の使用)	遵守
		第16条	対象建設工事受注者の再資源化等の実施	遵守
		第18条	対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物 の再資源化工事等の完了報告	遵守
	水道法	第25条4	指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、厚生労働省令で定め る給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちか ら、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。	遵守
	下水道法	第11条、第12 条	1日における汚水の量が50m3以上の場合で公共下水道を使用す る場合は、下水の量や水質及び使用開始時期を公共下水道管理 者に届け出なければならない。	遵守
	建設業法	法3条の1	国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請	遵守
	消防法	第11条	指定数量以上の危険物危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の許 可(第一類石油類ガソリン:200l、第二石油類軽油・灯油:1000l、 第三石油類重油:2000l)	遵守
	道路交通法	第16条~83条	車両及び路面電車の交通方法、運転者及び使用者の義務、道路 の使用等	遵守
	地球温暖化対策の推進に 関する法律	第5条	事業者の責務(国、地方公共団体が実施する温室効果ガス排出抑 制等のための施策への協力)	遵守
	グリーン購入法(国家等に よる環境物品等の調達 の推進等に関する法律)	第5条	事業者及び国民の責務(環境物品の購入)	遵守
	フロン排出抑制法 (フロン類の使用の合理 化及び管理の適正化に 関する法律)	第39条	第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該 第一種特定製品に冷媒として充.されているフロン類を回収する必 要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類充.回収業 者に委託しなければならない。	遵守
		第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の第1種フロン類回収業者へのフロ ンの引渡し義務	遵守
		第86条	だれでもみだりにフロン類の大気中への放出することの禁止	遵守
	自動車リサイクル法(使用 済み自動車の再資源 化等に関する法律)	第5条	使用済み自動車の引き取り業者への引渡し	遵守
		第73条	自動車の再資源化料金の再資源化等預貯金としての資金管理人 への預託	遵守
	家電リサイクル法(特定 家庭用機器再商品化 法)	第6条	特定家庭用機器のリサイクル(エアコン等)	遵守
建設リサイクル法		特定建設資材(アスファルト・コンクリート、木材)を用いた建築物等 に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工 事等であって一定規模以上の建設工事(対象建設工事)について、 その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義 務付けています。	遵守	

2. 違反・訴訟等の有無
関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟も過去3ヶ年間ありませんでした。

平成28年10月11日
環境管理責任者
西宮 悠馬

代表者による総合評価と見直し

このたび、エコアクション21の認証を受けてから、初めての年間を通しての取り組みとなりました。
このエコアクションへ取り組んだ理由は環境方針の企業理念であげた通り事業活動を行うに当たり、よりよい環境を未来へ持続させていくためです。
この事業活動により、環境に与える負荷を軽減させ、環境に配慮した施工を実現させる為には継続的な取り組み、また社員一人一人に意識を持たせることが重要と考えたためです。

初めての通年での取組んだ通年の結果、電力は節電の徹底、軽油は環境に配慮した施工により、また総排水量については雨水溜めの設置等により目標達成が出来た。
だが、ガソリン・産業廃棄物については目標達成が出来ませんでした。この未達の原因は是正により改善するものとしていきたい。

このような結果を評価すると、環境負荷の軽減に取り組んだことは認められるが、まだまだ全員周知への配慮が足りず、さらに周知徹底・全員での取り組みを目標にしていきたいと思う。
今回はこの活動計画を継続させるが、常に環境目標及び環境活動計画項目の見直しを行っていき目標達成のために改善の余地があれば逐一改善をしていくことを指示します。
会社としても、新しい車両の導入などは費用対効果を考え導入の検討をしています。

今回、初めての通年での実践を行い、少なからず、環境負荷を軽減することができた事実は大きい。
これは社員一丸で環境問題に対する意識が向上した、大きな成果であります。
ですが、達成出来なかった項目への意識改革を図り、全員で引き続き環境負荷の軽減をしながら、顧客に「安心・安全を提供する」ためそして、更なる地球環境の保全のための継続的な活動を展開し、よりよい環境を未来に持続させる企業を目指します。



平成28年 9月 30日

西遠住設株式会社
代表取締役 西宮 利夫